

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会（第38回）議事録

1. 日時 令和2年7月3日（金） 10:00～11:00

2. 場所 WEB会議による開催

3. 出席者

① 電話網移行円滑化委員会構成員

山内 弘隆 主査、相田 仁 主査代理、岡田 羊祐 委員、石井 夏生利 委員、内田 真人 委員、大谷 和子 委員、北 俊一 委員、酒井 善則 委員、関口 博正 委員、長田 三紀 委員、三尾 美枝子 委員、三友 仁志 委員（以上、12名）

② 総務省

谷脇 総合通信基盤局長、竹村 電気通信事業部長、今川 総合通信基盤局総務課長、山碕 事業政策課長、佐伯 事業政策課調査官、長谷川 事業政策課課長補佐、大村 料金サービス課長、中村 料金サービス課企画官、廣瀬 番号企画室長、梅村 消費者行政第一課長

4. 議題

(1) 固定電話網のIP網への移行に向けた取組状況について

(2) その他

○山内主査 本日は、お忙しいところ、御参加いただきまして、ありがとうございます。定刻でございますので、ただいまから「情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会（第38回）」を開催いたします。

本日の会議につきましては、御承知のように、新型コロナウイルス感染症対策のためにWEB会議による開催とさせていただきます。

また、一般傍聴につきましても、WEB会議システムによる音声のみで傍聴とさせていただいております。

まず、事務局からWEB会議システム・配付資料の関係で留意事項等の御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○長谷川事業政策課課長補佐 事務局です。本日は、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますよう、お願いいたします。

また、ハウリングや混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。

チャット機能もございますので、音声がつながらなくなった場合など、必要があればそちらも御活用いただければと思います。

WEB会議への接続が切れた場合などは、大変お手数ですが、事前に事務局よりお送りしたURLに再度ログインしていただきますようお願いいたします。

次に配付資料の確認をいたします。議事次第に記載のとおり、本日の資料は、資料38-1から38-3までの3点となっております。一部委員の主要現職が変更となっておりますので、資料38-3として一覧を配付させていただきました。

なお、資料には構成員限りとしている情報が含まれておりますので、当該資料に関する御発言の際は御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日の議題であります、「固定電話網のIP網への移行に向けた取組状況について」と、こういうふうになっております。平成29年の9月に取りまとめた答申がございますが、これに基づいて、この取組がどうなっているかと、これをフォローアップするというのが目的でございます。

本日の進め方ですけれども、まずはNTTから資料38-1に基づきまして「固定電話のI

P網への移行に向けた取組状況について」御説明いただきたいと思います。これについて皆さんで御議論するというございます。その後、総務省のほうから追加的な御説明をお願いします。

それでは、NTTから「固定電話網のIP網への移行に向けた制度整備について」御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○NTT東日本（徳山） NTT東日本の徳山です。それでは、資料38-1に従いまして御説明を差し上げたいと思います。

まず1ページをおめぐりいただきまして、目次です。今日は、お客様に関する状況、緊急通報に関する状況、事業者間でどのような協議を行っているかという状況について御説明をしたいと思います。

右下2ページ目です。これまでの経緯です。先ほど山内先生からもございましたが、2010年の概括的展望から始まって、昨年の第37回電話網移行円滑化委員会で18年の状況について御説明を申し上げました。今年は、2019年にどういうことをやってきたかということについて御説明を申し上げます。

右下3ページ目です。今年はこの赤枠で囲った2019年の内容について御説明しますが、この矢印を見ていただくとおり、粛々と進めるフェーズというところかと思えます。

右下4ページ目です。今日お話しするところは、まず終了サービス、INSネットのデジタル通信モード、それから、INSネットのデジタル通信モード以外の特定の利用が想定されるサービス、それから、左記以外。継続サービスでは、基本的な音声サービスのいわゆる消費者被害に対するアプローチ、それから、緊急通報の取組というところです。

では、最初にお客様対応の状況です。右下7ページ目です。まずINSネット、デジタル通信モードです。デジタル通信モードについては、昨年度もお話し申し上げましたが、11の利用用途があります。下の表に書いてありますクレジットカード端末からビル管理・エレベーター監視までです。

まずクレジットカード端末や、POSについてですが、今の状況としては、割賦法の改正がありまして、スキミング防止対策として、IC対応端末へ移行しようということが決まっています。そのため、この業界では、2020年を目途にゼロ化の見込みです。

2つ目、レセプトオンラインです。レセプトオンラインでは、マイナンバーカードで患者様の情報をオンラインで確認をする。こういう仕組みを厚労省から推奨されていますので、専用端末の更改が加速していく、2021年から開始していくということです。そのため、こうい

うことに向けた加盟企業様へ向けたお知らせ、説明会について、業界団体様とお話をしています。

続きまして、電子バンキングです。2017年に全国銀行協会様の標準通信プロトコルがIPに制定されています。2017年11月に全国銀行協会様から、このプロトコルを推奨しています、いわゆるPSTN側のもはサポートを終了するというのを含めて発表がされています。そのため、今、会員銀行様とどういうふうに移行していくかということ年全国銀行協会様と協議をしています。

続きまして、電子商取引です。電子商取引は、EDIシステムベンダ様が直接にエンドユーザ様のEDIシステムの切り替えの促進を図っていくので、それをサポートしていくということです。

警備については、光の提供エリア、未提供エリアの扱いや、配管がない光の配線困難なところ、それから、停電に対してどういう対応をしていくかということ年全国警備業協会様と協議をしています。

次に、ラジオです。ラジオについても、光の未提供エリアだとか、臨時利用における開通期間の短縮などに関して、日本民間放送連盟様と協議をしているところです。

下の4つはどちらかという直接的に弊社がお客様に対応するところです。銀行ATMは具体的に進めており、地銀様、信金様、JAグループ様、こういうところの移行を促進しています。

大手は、やはりたくさん数があるので移行が終わっているというのはあまりありませんが、移行に向けて着実に計画が進んでいます。

下の3つですが、弊社から、リレーションのある22万社へ訪問しています。その中で利用用途の把握や、移行提案を実施しているということです。

8ページ目です。先ほど11の利用用途と申し上げましたが、19年度において、電話や訪問をさせていただいた際に、新しい利用用途というのがあるのだろうかということ聞いてみましたが、基本的に11の利用用途以外で新たな用途というのは確認されていませんので、先ほどの11の利用用途について着実に進めていくということかと思います。

続きまして、9ページ目です。この下の図で言うと、真ん中の青の網掛けのところ、約22万のお客様は、先ほどの下4つと言っていたところ、銀行ATMや、企業内WANの利用用途に対して提案活動等を行っているということです。

一方、残りのところ、個人のお客様、15万の法人のお客様、緑の網掛けのところですが、

こちらについては、業界団体様とそのエンドユーザ様の関係が非常に強いところですので、業界関連企業と連携して切り替えを促進していくということを今やっています。

右下10ページ目です。今、INSネットを利用されているお客様にこのようなものを送って、それぞれの用途に合わせてこういう使い方をされていませんかという確認の活動もしています。

右下11ページ目、12ページ目は、デジタル通信モードの補完策が各端末でしっかり動作するのかというところについて、検証環境を御用意させていただいています。もう大分経ちますので、結論から言いますと、大体の端末が検証されており、問題が起きるということにはなっていないということです。

次が変わりまして、終了サービスのうち、デジタル通信モード以外の部分です。14ページ目の青く網かけをしているところです。ビル電話、支店代行電話等々は、特定の用途がはっきりしていて、その法人様にダイレクトにアプローチしていくというもの。それから、下の方は、比較的たくさんのお客様に広く使っていただいているものですので、それぞれ対策をしていくものです。

右下15ページ目です。先ほどの青く網かけしたところと申し上げた5サービス。まずダイレクトメールでサービス終了をお知らせしました。それから、個別訪問を行っているところです。「主なお客様」のところですが、ビル電話にしましても、支店代行電話にしましても、幾つかのお客様によって大体の回線を保有している。例えばビル電話であれば、216グループあるうちの40グループで全体の80%の回線を持っていらっしゃるの、こうした40グループのところを御訪問して、いろいろな利用実態を確認して、代替策の御提案をしているところなんです。

右に移行済のお客様のことが書いてありますが、なかなか大きいシステムもありますので、先ほどご説明した銀行のATMのように、計画的にどういふふうに移行していくかということをお相談してやっているところです。

右下16ページ目です。先ほどの5サービス以外のところですが、こちらは、まずはダイレクトメールでお知らせをしております。その上で個別の対応ということをおこなっていきます。まずはシステムが重そうなサービスとか、デジタル通信モードを集中的に活動しているところなんです。

続きまして、17ページ以降、継続サービスについてです。継続サービスについては、何が一番問題かといいますと、消費者被害防止ということです。それに対する取組を御説明申し上げ

げます。

18ページ目の下のところに、17年、18年、19年と経年で取り組みを記載してございますが、今年は請求書同封や団体様の機関誌に載せさせていただいたところに加えて、自治体の広報誌や、消費者団体のホームページへのお知らせを掲載させていただいています。

19ページ目です。お客様からの声の状況です。専用コールセンターに入電している状況ですが、5万7,000件ぐらいの母数に対して、販売勧誘に関する状況としては、1,881件あるうちの「アナログが使えるなくなるためデジタルに変更する工事が必要」というような悪質な販売勧誘が385件、全体に占める割合が0.7%ということです。これをどう評価するかというのはありますが、去年とパーセントでいうと若干下がっているかと思しますので、ここをしっかりと説明をしていく、こういう活動を引き続きしていくということです。

20ページ目は請求書に同封しているチラシです。これはINSネット、加入電話を御契約の全てのお客様、1,400万人のお客様にお送りしています。

21ページ目は、国民生活センター様のホームページに載せているもの、それから、1つの例ですが、自治体広報誌として呉市様にこういう形で掲載をさせていただいています。

続きまして、22ページ目です。昨年度もやっていますが、消費生活センター様に弊社の担当が、昨年と一昨年、合わせて166センターにお伺いして、いろいろと声を伺いました。

それから、長田先生のお力をお借りしまして、地域婦人団体連合様の機関誌にこのような報告を載せさせていただいているということです。

次に、緊急通報に関する状況、右下24ページ目です。緊急通報を確実につなぐための実現方法ということで、以前から御議論いただきまして、こうした形にしました。

①は、光IP指令台に関するところです。コールバック回線につながりやすくなる5機能ということで、5機能は一番下のところに米印で書いてあります。

一方、いわゆる高度化指令台という今の指令台をそのまま使うときの、PSTNで行っていた回線保留の代替策ということで、今回はこれに、自動呼び返し機能をメタルIP発・高度化指令台着呼に限って提案をするということになっています。こちらは各緊急通報機関のほうには御理解をいただいているということです。

右下25ページ目です。光IP受理回線導入に向けた対応です。今年、2020年の2月から光IP受理回線の提供を開始しています。順次やっており、この6月までで消防本部において、10本部が導入をされています。その際に、切り替えや運用ですとか、それらに問題が起きていることはありません。この後、24年の1月まで120本部が切り替え予定ということ

で、その後も引き続き導入をされていくことになっています。

右下26ページ目は、その際のどう対応をしていったかというスケジュールの御説明です。とにかく消防本部様に何回も御訪問して、ヒアリングをしながら、円滑に移行ができるようにしていったということです。

右下27ページ目です。IP網移行後の回線保留の代替方法については、二次答申において、IP移行後に自動呼び返し機能を実装するには多大なコストが必要になるとのことから、コールバックで御対応いただくと整理していました。今回はその部分を少し変更しています。

28ページ目です。本部の方といろいろとお話をさせていただいている中で、いわゆる高度化指令台へコールバック回線を収容するための改修費用の負担は困難という御意見をいただいています。これまでずっとIP網移行後のメタルIP電話の仕様を検討してまいりましたが、その詳細が明らかになったことによって、メタルIP電話から高度化指令台着に関しては、低コストで自動呼び返し機能の具備が可能となりました。

下の表に、先ほどの前のページの矢印でいう(B)というところが、以前の御説明ですと「コールバック」、変更後は「自動呼び返し」となっております。

29ページ目は、自動呼び返しを実現するときの、当初想定していたものと今回の自動呼び返しによりできるようになった違いの図です。実際に詳細検討した結果、こちらのほうが低コストにできますし、各緊急通報機関もやりやすいということだと思います。

30ページ目以降は、事業者間での対応状況です。まず、31ページ目です。事業者間では、意識合わせの場という親会にあたる会合を7回開催しています。それ以外にテーマ別検討会も開催しており、例えば、共用L2スイッチや番号案内、双方向番号ポータビリティといった各テーマに合わせた検討をこれだけの回数重ねています。

32ページ目です。まず移行方法ですが、IP相互接続が2021年の1月から始まります。当初のスケジュールどおり、技術的な条件や必要となる手続について弊社から事業者様に提示して手続を開始しており、今までのところ、当社装置のインターフェース等の開示もいろいろとしています。問題は生じていないと考えておりますが、追加要望があれば個別に対応していく考えです。

33ページ目は、スケジュールの全体像です。

34ページ目は、委員限りの資料ですが、事業者様ごとの移行のスケジュールです。これは確定の情報ではありません。現在、弊社でヒアリングをさせていただいているものを取りまとめたものですので、お話をしながら、今後、確定をしていくということです。

36ページ目は、先ほど開示している当社装置のインターフェース仕様です。

次に37ページ目です。現在、接続政策委員会等でもこの手の話題がありますが、移行期、移行後の費用負担の考え方ということで、基本的には意識合わせの場においては、当事者間の協議ということを中心にしながら、全事業者でセーフティーネットとなる費用負担の考え方について議論をしているところです。

続きまして38ページ目です。共用L2スイッチについては、実際に資産を持たれる事業者様と今年の4月、構築、実機検証に関わる契約を締結しています。これに基づき、来年の12月末までに構築を完了させるということです。

また、番号ポータビリティにつきましては、具体的な技術の仕様、システムの仕様、運用方法について、専門的に詳細検討を行って、実現に向けた枠組みについても議論を行っているところです。

39ページ目です。

マイラインは、左下のとおりですが、各事業者様とお話をしまして、案1、案2と弊社から2案を提示しており、この結果、事業者様とは、ほぼ案1の形で行こうかというお話をしているところです。

右側につきましては、固定発・携帯着の料金設定について、御議論いただいていたところですが、コストミニマムかつお客様の混乱を極小化するために、2024年の移行期を前提としながら、各事業者様と2021年までに料金設定の扱いについて合意ができるようなスケジュール感で議論を進めることになっています。

40ページ目は、今のメタルIP電話の提供条件でございますので、御参考にしてください。

最後に41ページ目です。今後の検討スケジュールです。事業者間でも、この下の表に書いてありますように、各項目を密にいろいろと何回も改修を重ねて、協議を進めて、確実な円滑な移行を進めていこうと考えています。

私からの御説明は以上です。

○山内主査 どうもありがとうございました。それでは、今、NTT様のほうから御説明いただきました。これについて、委員の皆様から御意見、御質問等をお願いしたいと思いますが、先ほど委員限りの資料がございましたので、御発言の際には留意をしていただくということとWEB上の会議ですので、私のほうからどなたかと指名するのがなかなか難しいということでありまして、委員の皆さんから御自由に御発言いただくことにしたいと思います。その際に、御発言の最初にお名前をお願いするということにしたいと思います。それでは、以

降、そういう形で進めたいと思いますので、どうぞ御発言御希望の方、御発言願えればと思います。よろしく願いいたします。

○酒井委員　私も昨年の会議に出られなかったので、大分外れているのですが、取組は相当進んでいると思いますし、随分大変なことやっておられると思います。そこで、たしかINSの中で、みなしINSという補完策というのがあったと思うのですが、利用希望者は結構多いのでしょうか。ちょっとそれをお聞きしたいと思ひまして、ある程度限定的なサービスのような気もするのですが、やはり結構、利用者が多いのか、だんだんなくなる方向なのか、その辺を教えていただければと思います。

○山内主査　ありがとうございます。先ほど言い忘れましたけれども、会議の進行、それからWEB上の会議ですので、皆さんに御発言をいただいた後で最後に、あるいは適宜、適当な時期を区切って、事務局ないしはNTT様から御回答といいますか、コメントをいただくということにしたいと思います。よろしく願いします。次に北さんから御発言の御希望ありますので、どうぞ御発言ください。

○北委員　野村総研の北でございます。まずコロナ禍にもかかわらず、オンスケジュールでしっかり移行に向けて進めていただいているNTT東西さんを初め、関係者の皆様の御努力に深く感謝申し上げます。また、現時点で悪質な販売勧誘は、少しありましたが、被害が確認されていないということで安心いたしました。引き続き関連団体さんと連携して消費者への幅広い注意喚起をお願いしたいと思います。

1点だけ質問でございます。EDIについてです。御説明いただきましたように、本年度、EDIシステムベンダさんと連携してお客様の切り替えを促進していくということですが、INSを利用している企業さんの中でも、EDIで利用しているお客さんには中小企業が非常に多く、2024年中に全ての導入企業さんの切り替えが完了できるのか。業界ではEDI 2024年問題と呼ばれております。

こういう視点で見ますと、EDIに限らず、ほかの10の利用用途についても、2024年になるとITベンダさん側の手が足りないということも想定されます。この点、お聞きしたいのですが、業界団体さん、あるいはITベンダさんとの認識や問題意識はありますか。あるいは、その点は無用な心配です、御心配なくということなのかどうかという質問でございます。

○山内主査　ありがとうございます。ほかに御質問やあるいは御発言、いらっしゃいますか。それでは、とりあえず今お二方から、酒井委員と北委員から御質問出ましたので、これにN

TTから御回答いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○NTT東日本（徳山） NTT東日本の徳山です。まず酒井先生からいただいた補完策の移行割合についてです。弊社の資料の7ページに、11団体とありますが、クレジットカードとかレプトオンライン、電子バンキング、EDIは、どちらかという、法制度化や、推奨とということがありますので、極力補完策に頼らず移行が進められないかという方向で動いていると考えています。

あとは、警備業界では、エンドのお客が多くいらっしゃいますので、移行切り替えに間に合わないというエンドのお客がいらっしゃる場合には、多数の補完策を御利用されるのではないかと思います。酒井先生、よろしいでしょうか。

○酒井委員 了解しました。

○NTT東日本（徳山） 北先生の御質問についてです。EDIの話は、北先生のおっしゃるとおりで、非常に中小企業は数も多いですし、2024年問題は楽観視できないとは思いますが、デジタル通信モードがいわゆる呼ごとのサービス、利用ごとのサービスですので、我々もどういうふうに把握をするのが難しいところです。そのため、逆に言うと、特定の利用の団体様のお力を借りないといけないと思っています。そういった意味では、EDIの業界においてはベンダ様のお力を借りることが中心にはなろうかと思っています。それに向けて、我々ができるサポートをしっかりとやっていくということかと思っています。正直言って、ベンダ様の稼働がどうなのかということについて、定性的な申し上げでしかないのですが、それに向けて弊社の稼働も含めて御協力をしていくという段階です。

北先生、いかがでしょうか。

○北委員 正直にお答えいただいてありがとうございます。NTT東西さんに、そこもすべてお任せするのではなくて、国としても、国全体のデジタル化の話にもつながりますので、何かできることがないか、一緒に考えていきたいと思っています。

○NTT東日本（徳山） よろしく願いいたします。

○北委員 はい。

○山内主査 次は、関口委員と石井委員から発言希望出ております。まず関口委員からどうぞ。

○関口委員 関口でございます。御説明どうもありがとうございました。確認の意味で、4ページの継続サービスについて質問をさせていただきます。継続サービスの中には、基本的な音声サービスとして、硬貨収納等信号送出機能も入っております。IP-LRICの構築上、これをIP上の機能が使えるような改修費用の見積りまでは出ていたと記憶しておりますが、そ

の実装は、とりあえず、あくまでも仮定の話で、実態としてはこのピンク電話等については従来のPSTNサービスをそのまま維持するというふうを考えてよろしいでしょうか。

○山内主査 石井委員、どうぞ。

○石井委員 ありがとうございます。IP網への移行が円滑に進んでいるようにお話を伺っておりまして、大変よかったなと思います。念のための確認として、今、取組を進めていただいている中で、影響を受ける事業者や事業者団体で聞いていなかったよというところが出てこないですね、ということを確認しておきたいと思います。質問としては以上です。

○山内主査 ありがとうございます。それじゃ、NTTからお願いいたします。

○NTT東日本（徳山） 関口先生の硬貨収納等信号送出機能については、IP-LRICの関係ですか。

○関口委員 新たにIP-LRICで機能を組み込むかどうかについての議論は何回かしているはずですが、これはあくまでもモデル上の話だけで、実装はしないということを前提にしてサービスは継続するというふうに理解してよろしいですねという確認になります。

○NTT東日本（徳山） 結構でございます。

○関口委員 はい。

○NTT東日本（徳山） 石井先生からいただいた、事業者様だとか団体様で聞いていないということがないかという御質問ですが、まず事業者様については、意識合わせの場合は、PSTNにつながっている全事業者様は必ず御参加いただくということになっています。団体様は、例えばデジタル通信モードでは、絶対ではないかもしれませんが、11の用途を確認した上で、8ページにありますとおり、ほかに用途があるかというところを確認して今のところ出ていないということなので、今のところそういったケースはないと考えていますが、今後出てきたら速やかに対応するということです。石井先生、よろしいでしょうか。

○石井委員 ありがとうございます。漏れのないようにしていただければと思います。

○NTT東日本（徳山） はい、承知しました。

○山内主査 ありがとうございます。続いて、三友委員、相田委員から上がっておりますので、三友委員、どうぞ。

○三友委員 まず最初に、こういう状況の中で、鋭意進めていただいておりますので、まずそのことについて感謝を申し上げたいと思います。

私からの質問、確認といえますか、半分質問、半分確認ですけれども、資料の40ページに料金提供条件というのがございます。こちらについては、第28回の資料の中にあつたという

ことですが、昨今の通信の状況を見ると、大きなトレンドはやはり定額制のほうに向かっていると思います。この条件を見る限りにおいては、距離には依存しないけれども、時間には依存する単価設定になっているわけで、単価があるというのは、我々分析する側からすると、しやすく非常にいいのですが、しかし、通信の世界のトレンドからすると、定額制への移行というのが大きなトレンドとしてあって、このメタルI P電話の他の競争相手となるような通信手段との競争ということを考えたときにアドバンテージがとれるのかどうかというのが若干心配に感じるわけであります。この単価設定については、NTTさんだけではなくて、総務省さんも非常に関係があるところではございますけれども、例えばこの中で、こういう単価設定とともに、例えば定額制のようなものを導入するような、そういうお考えというのはあるのか、ないのかというのをちょっとお聞きしたいのが私からの質問でございます。

○山内主査 次に、相田先生、どうぞ御発言ください。

○相田主査代理 2点ほどございまして、1点は、先ほどの関口先生の御質問の延長ということになるわけですが、4ページに上がっているのはピンク電話向けですが、これ以外に公衆電話ということもあって、そうすると、公衆電話、ピンク電話というのは今後ともアナログ回線にずっと収容され続けるということになるのでしょうかというのが1点確認です。

それから、もう1点は、念のためですが、被害が確認されていないという記述がございまして、それは大変望ましいことではありますけれども、言わずもがなでございますが、コールセンターに問い合わせをしてくる人というのはごく氷山の一角だということで、実際にはそのまま引っかかっている人がかなりいるのではないかとということも、可能性もあるということで、ぜひ今後ともそういう悪徳商法等々への対応というのは手を抜かず続けていただければと思います。以上です。

○山内主査 それでは、大谷委員、どうぞ御発言ください。

○大谷委員 ありがとうございます。日本総研の大谷でございます。NTT様の御説明をお伺いしまして、特に28ページのところで、高度化指令台のものとコールバックで整理されていたところを、検討を見直していただいて、自動呼び返しが可能となるような仕組みを改めて御検討いただいたというような柔軟な姿勢を示していただいているということに非常に感銘を受けております。今後とも、今順調に進んでいるように見えて、やはり利用者の方に対する影響などが見えたときには、こういった柔軟な対応ができるように引き続き御対応いただければと思っております。

そこで簡単な質問を、3つほどさせていただければと思います。

まず1点目ですが、8ページのところに書いていただいている比率について、これはユーザ数を単純に示しているものなのか、確認させていただければと思います。ユーザ数ということであれば、どこに対応する必要があるのかということがより分かりやすくなったものと思いますので、特に、パーセンテージの少ないところ、別に少ない対応でいいということではないですけれども、対応の見通しが立てやすくなったということで、大変よろしいことだと思っております。

2つ目の質問ですが、10ページのところにダイレクトメールを、36万社に発出されたということを述べられていますが、これは今後とも繰り返しこの手のダイレクトメール、特に移行が近づいてきてからが必要だと思いますけれども、それを出される御予定があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、ダイレクトメールの関係では、20ページのところにも示していただいております、こちらは非常にたくさんの1,400万通に出していただいている請求書同封チラシということですが、請求書、紙で受け取られない方もちょっと増えてくることもありまして、できるだけ早めにこういったDMの繰り返し発送をお願いできればなと思っております。これも今後の発送の御予定などについて教えていただければと思っております。

また、このページの単純な感想ですが、これは西日本様の請求書へのお知らせですね。これは封筒の裏面だと思いますが、たくさんのメッセージがありまして、おまとめ請求の御利用の御案内のほうがかちょっと若干目立ち過ぎのような気がしております、特に固定電話を利用される方の切り替えに関するメッセージというのはさらに目立ったほうがいい時期が来るかと思っておりますので、そのときにはより目立つ表示をお願いできればと思います。

ちょっと質問と意見が混在したような形になりましたが、以上です。

○山内主査 ありがとうございます。ここで一旦切らせていただいて、徳山さん、お願いいたします。

○NTT東日本（徳山） それでは、御回答させていただきます。まず三友先生からいただきました定額制の話です。8.5円という設定については、かねてよりマイグレーションでは、今のお客様に御迷惑をおかけしないという考えですので、基本的な水準を変えないという方向でこういう設定をしております。

それと別として、当然のことながら、音声サービスの利用が大分減ってきていますが、市場感だとか、お使いしやすい料金というのはどういうものだろうかというプライシングの部分

で定額制をどうしていくか。今の段階では、定額制を導入することを検討しているということはありませんが、今後状況が変わってくるとそういうことも視野に入れるということはあると思います。

三友先生、いかがでしょう。

○三友委員 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますが、せっかくかなりの費用をかけて改修されているわけでありまして、これまでのアナログの、あるいは音声通話のトレンドをそのまま引きずるような形からもう一歩前向きに料金のほうでも考えていただくというのは今後あってもいいのではないのかなというふうには思います。今の御説明につきましてはそのとおりだと思います。ありがとうございます。

○NTT東日本（徳山） 続きます、相田先生からいただいた御質問です。まず、公衆電話や硬貨収納についてですが、アナログ回線収容ですというのが1つ目の回答です。

それから、2つ目の御質問、被害の確認がされていないという記述についてです。おっしゃるとおりだと思います。氷山の一角ということだと思いますので、まだ取りかかったばかりですが、先ほどご説明しました自治体様だとか、いろんなコミュニティがどういうふうに見えるのかだとか、どういうところに被害が及びやすいのか、例えば御年配の方の世帯が多いのかといったことも考えながら、できる限り多くの方にちゃんと伝わるよう、被害が起きないように対策を行っていきます。身を引き締めて、被害が確認されていないからいいということではなく、さらに取り組んでいきたいと思っております。

相田先生、いかがでしょうか。

○相田主査代理 少し前と言うならば、東日本大震災によるかさ上げ、それから、最近ですと台風等の激甚災害、あるいは、タワーマンション林立、やっぱり新たな収容をしなきゃいけないというときに、ユニバーサルサービスで求められている第一種公衆電話を置かなきゃいけないがためにメタルを引くというようなことは非常にもったいないことだと思いますので、ぜひ早くIP公衆電話というのを開発いただけるといいなと思います。以上でございます。

○NTT東日本（徳山） ありがとうございます。次は、大谷先生の御質問についてです。まず8ページについてはユーザ数ですので、この割合でお客様がいらっしゃるということです。

それから、10ページ目と20ページ目、ダイレクトメールに関するお話ですが、20年度以降も同じような形で活動を変えずにやっていく、繰り返しでやっていくということは確実にスケジューリングされているので、何か必要なものがあれば柔軟に対応していくということかと思えます。

それから、請求書同封のおまとめ請求のところは、確かに少しおまとめ請求のほうが目立つなということですが、そうしたデザインの工夫、逆に言うと、マイグレーションの注意喚起のほうが目立つ仕組みにもアドバイスをいただいたと考えていますので、少し検討してまいりたいと考えています。

大谷先生、いかがでしょうか。

- 大谷委員 ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。
- 山内主査 どうもありがとうございます。消費者問題もいろいろ出ております。長田委員、どうぞ御発言ください。
- 長田委員 ありがとうございます。本当に着実に進んでいっているというのは実感して、よかったですと思っています。今話題の消費者へのお知らせのところですが、大谷さんが御指摘になった封筒の裏側の印刷、こういうものは毎回デザインが変わったほうが、はっと思うと思います。いつものものになってしまうときちんと読まないと思うので、お金かかるかもしれませんが、そういう工夫はぜひしていただけたらいいなと思います。

それで、あと、今、新型コロナのこういう状況の中で、特に加入電話だけというか、電話だけ利用していらっしゃるような方々の今の生活を考えると、外とのつながりがすごく少なくなっていると思います。例えば消費者団体でも、直接集まるというのを控えるなど、総会や学習会みたいなものがなかなか開催しにくい状況になっています。一方、消費生活センターへの相談はそれに反して非常に増えているということで、つまりは電話での勧誘がすごく増えているということだと思えます。

なので、こういうお知らせの仕方に関しては、ステイホーム時代で、何かちょっと不審な電話がかかってきたときにすぐに相談できる人がいない状況を想定して、マスメディア、テレビなどでちゃんとそういう情報が伝わるというような何か工夫が今は必要かなと思っていますので、いろいろやっつけやっつけととても大変かと思いますが、また少し工夫いただければいいかなと思っています。

- 山内主査 ありがとうございます。内田委員、三尾委員、何か御発言ございます？
- 内田委員 私のほうからは特にございません。ありがとうございます。
- 三尾委員 私のほうも特にございません。ありがとうございます。
- 山内主査 ありがとうございます。それでは、今の長田委員について、徳山さん、お願いいたします。
- NTT東日本（徳山） まずデザインの話です。長田先生には以前チラシのほうでユニバー

サルデザインのお話も頂戴しました。そういうことも含めて、いろいろな専門家の方々、どういう表示がいいのかとか、どういうもので訴求がしやすいのかということについてはこれからも改善について取り組んでまいりたいと思います。

電話勧誘のところですが、我々もこういうことをお送りして注意喚起をするということだけではなく、今回の取組にもありましたとおり、消費生活センター様ともしっかりと密に、今の状況では訪問はなかなか難しいと思いますが、例えば連絡をとりながら、何か問題がありますかということを知るなど、確認できる手段は検討していくべきだと思います。そういうことも含めて、いろいろな媒体をどう使っていくかということは、さらに効果的なものが何かないかということについて検討してまいりたいと思います。

長田先生、いかがでしょう。

○長田委員　なかなか難しく、こういうことをお知らせしていくというのはすごく大変だと思いますが、特に今回の、ぜひ理解していただきたい方々というのが、やっぱり電話だけにつながっている方というのを想定していかないといけないので、本当に御近所の方のおしゃべりもできない状態というのが今だと思いますので、ぜひいろいろと工夫をしていただけたらいいなと思います。よろしくお願いします。

○山内主査　どうもありがとうございました。そのほか、御発言のご希望等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、議題1、「固定電話網のIP網への移行に向けた取組状況について」ですが、これにて終了とさせていただきますが、私、伺っている限りは、順調に進んでいるという印象を受けまして、ぜひともこのペースで進めていただければと思います。

それでは、議題(2)のその他というのがございまして、これは事務局のほうから最近の状況について御説明いただくものでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐伯事業政策課調査官　事務局でございます。お手元、資料38-2に基づきまして御説明させていただきます。直接このマイグレーションの話と関係があるわけではないのですが、この1年間、電話に関して少し関係する議論が行われましたので、御報告申し上げるものでございます。

1ページおめくりください。2018年8月、一昨年になりますが、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」というものを総務省から情報通信審議会に諮問いたしまして、昨年の12月に最終答申いただいたところでございます。

実際には、図にございますように、情通審の電気通信事業政策部会の下に特別委員会というものを設置させていただきまして、こちらも山内先生にお世話になりながら、その下に3つのワーキンググループを設けておりました。その中で、ユニバーサルサービス制度を含めた基盤整備等に関する政策の在り方等を議論いたします「基盤整備等の在り方検討ワーキンググループ」という中で、電話サービスの持続可能性の確保ということに関して、いわゆるワイヤレスによる固定電話の提供というものについて議論がなされた次第でございます。

答申の概要といたしましては、下でございますように、当面の対応といたしまして、NTT東西は電話の提供に当たり全ての設備を自ら設置することが義務づけられているが、辺地等においては極めて不経済となり、「全国あまねく提供」に支障が生じるおそれがある場合があることから、NTT東西に対し、携帯電話網を含む他者設備の利用を例外的に認めるための制度整備を迅速に進めるということと、その例外的な他者設備の利用に当たっては、以下の要件を満たすことを確認するために認可制を導入するというもので、この要件といたしまして、他者設備の利用を認める範囲について、総務省において基準を明確化すること、安定的なサービス提供のための体制、適切なサービス品質、他者設備の調達における公正環境の確保等を要件とするというようなことを答申いただいた次第でございます。

2ページになりますが、総務省ではこの答申を踏まえまして、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案を今年の通常国会に提出いたしまして、この5月に成立・公布した次第でございます。

その主な内容といたしましては、NTT法については、NTT東西が所要の要件を満たす場合に限って、総務大臣の認可により、他の電気通信事業者の設備（無線設備）を用いて電話を提供することを可能とする等の制度整備を行い、また、その裏返しというような形でございますが、電気通信事業法の関係では、適格電気通信事業者に対して総務省令で定める技術基準への適合維持を義務づける等の制度整備を行ったところでございます。

こちらの法律の公布を受けまして、現在、他者設備の利用が認められる場合の要件等につきまして、総務省で、例えば電話の提供が極めて不経済となる地理的条件が悪いということですか、利用者が特にまばらな地域等において電話を提供する場合などを総務省令で定めることとして現在検討しているところでございますので、これらを報告する次第でございます。

事務局からは以上でございます。

○山内主査 どうもありがとうございました。集音マイク使うとなかなか言葉がはっきり聞き取れないという問題があるので、改善されるとよろしいかと思っておりますけれども。

今の御説明について何か御発言、御希望ございますでしょうか。

特によろしゅうございますか。去年の包括検証で、それに関係して法改正ということでございますので、皆様、よく御承知のことかと思えます。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは、最初のほうの円滑化の進展につきましては、本日の議論を踏まえていただきまして、NTTを始めとする関係各位におかれましては、引き続き着実な取組をお願いしたいと思います。

本委員会としても、固定電話網のIP網への円滑な移行に向けて、今後も定期的なフォローアップを続けていきたいと考えておりますので、皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。

これで、本日の議事は全て終了ということになりますが、最後に事務局から次回の日程等について御連絡をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○長谷川事業政策課課長補佐　事務局でございます。次回の委員会の日程等につきまして、別途御案内いたします。よろしくお願いいたします。

○山内主査　ありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。どうも御協力をいただきまして、ありがとうございました。

以上